



令和5年度

高松市屋外広告物講習会受講案内

高松市では、屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方、屋外広告物の管理者の方々を対象に、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得していただくため、高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）第24条の規定に基づき、高松市屋外広告物講習会を開催します。

この機会に、多くの方が受講されますよう御案内します。

【屋外広告物の管理者資格者制度について】

高松市内で屋外広告業を営む方は、その営業所ごとに講習会修了者等の資格を持った業務主任者を置かなければならないことになっています。

また、高さが4mを超えるか、表示面積が30㎡を超える大規模な屋外広告物で、許可期間が1年を超える広告物は、講習会修了者等の資格を持った方を管理者に置かなければなりません。

申込受付期間：令和5年7月3日（月）から8月8日（火）まで

（郵送の場合は、締切日必着）

開催日時：令和 5 年 8 月 2 2 日（火）

（受付9:15～）9:50～16:45 ※講習要目の一部免除者は12:50～16:45

開催場所：高松市役所 13階 大会議室

高松市都市整備局都市計画課

高松市では、「屋外広告物講習会」を、隔年で香川県と交互に開催しています。令和5年度は、高松市の主催で次のとおり開催します。

1 開催日時

令和5年8月22日（火）

（受付 9:15～） 9:50～16:45 ※講習要目の一部免除者は12:50～16:45

2 開催場所

高松市役所13階 大会議室

高松市番町一丁目8番15号

※できる限り公共の交通機関をご利用ください。また、会場は駐車場がありませんので、自動車で来られる場合は周辺の駐車場（有料）を御利用ください。

3 講習要目及び内容

（1）屋外広告物に関する法令、条例等に関する事項

屋外広告物法の趣旨の周知、屋外広告物条例その他関係法令の一般的知識

（2）屋外広告物の表示の方法に関する事項

都市の景観風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方についての一般的知識

（3）屋外広告物の施工に関する事項

屋外広告物の種類ごとに材料・構造及び設置方法等についての一般的知識

4 受講対象者

屋外広告業を営もうとする方、屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方、屋外広告物の管理者になられる方々です。

なお、他都市で開催された屋外広告物講習会を受講された方は、特にこの講習会を受講する必要はありませんので御注意ください。

5 受講手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、高松市ホームページ「もっと高松」からダウンロードすることができます。※書類への押印は不要となっております。

また、高松市都市計画課、香川県都市計画課において、配布しています。



(2) 申込先及び申込方法

高松市都市整備局都市計画課に持参、FAX、又は郵送してください。

(持参の場合は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。)

郵送等による場合は、締切日必着)

郵送先 〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係

TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452

(3) 申込受付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年8月8日(火)まで

※受講定員を超えた場合は、申込み受付を途中で終了しますので、あらかじめ御了承ください。

6 受講手数料

受講手数料 3,700円

納付方法 講習会当日に納付書をお渡しします。期限までに、お近くの収納代理金融機関等で納付してください。後日、納付が確認でき次第、講習会修了証書を郵送いたします。

7 受講定員

100名(先着順)

8 提出書類

- (1) 講習会受講申込書
- (2) 10の「講習要目の一部免除」を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しと講習要目の一部免除申請書

9 テキスト

- (1) 講習会に必要なテキストは、当日無料配布します。
- (2) 別途参考テキストとして「屋外広告の知識」は、講習会場で販売します。購入希望の方は希望の有無を申込書に記入してください。価格は、法令・デザイン・施工の3冊で合計7,800円程度(税込)です。

10 講習要目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、申請により、講習要目の一部（屋外広告物の施工に関する事項）の受講が免除されます。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を受けた者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種または訓練科が帆布製品科又は帆布製品製造科に係るものであったもの

11 講習会当日持参するもの

- (1) 講習会受講票（申込書受付後、発送いたします。）
- (2) 筆記用具
- (3) 身分証明書（官公署が発行した運転免許証などの写真付きのもの。写真付きのものがない場合は、健康保険の被保険者証と会社の社員証などの複数の書類）

1 2 修了証書の交付

- (1) 講習会当日に受講手数料納付書をお渡ししますので、期限までに納付を行ってください。納付が確認でき次第、講習会修了証書を郵送いたします。
- (2) 遅刻、早退又は中途欠席をされた方には、修了証書を交付しないことがあります。
- (3) 修了証書の送付先につきましては、受講申込書の「納入通知書送付先」欄にご記入ください。

1 3 その他

- (1) 会場でのお食事は御遠慮ください。また、庁舎内に昼食会場はございませんので、あらかじめ御承ください。
- (2) その他講習会についての詳細は、下記にお問い合わせください。

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係

TEL 087-839-2455

FAX 087-839-2452

E-MAIL toshikei@city.takamatsu.lg.jp

14 日程表

■ 令和5年度 高松市屋外広告物講習会日程表 ■

年月日：令和5年8月22日（火）

場所：高松市役所13階 大会議室

時間	講習要目
9:15 ~ 9:50	受付（午前の部）
9:50 ~ 10:00	開講式
10:00 ~ 12:00	屋外広告物の施工に関する事項
12:00 ~ 12:50	休憩
12:50 ~ 13:00	受付（午後の部）
13:00 ~ 15:00	屋外広告物の表示の方法に関する事項
15:00 ~ 15:15	休憩
15:15 ~ 15:30	建築基準法に関する事項
15:30 ~ 15:45	道路法に関する事項
15:45 ~ 16:05	香川県屋外広告物条例に関する事項
16:05 ~ 16:25	高松市屋外広告物条例に関する事項
16:25 ~ 16:35	手数料納付書の交付
16:35 ~ 16:45	閉講式